

練馬区議会議員 第六十七代 議長

かしわざき強



令和元年
自由民主党 2度目の幹事長就任

大江戸線延伸確定
工事着工を加速

練馬区ホームページ



新型コロナウイルス対策に関する特別定額給付金等のご案内

私は中小企業 50 余年の経験から区内産業・生活者皆様の厳しさは誰よりも痛感いたしております。生活相談コールセンターを開設し、相談窓口を大幅に強化し、資金貸し付け・補助金が速やかに融資できる環境に全力で取り組んでまいります。感染拡大防止と区民の皆さまの命と健康を守るために、医療体制強化PCRセンターの早期設置、子どもたちの感染防止策の徹底、生活困窮者のための窓口の大幅な増設など一刻も早く財政措置を講ずるよう、実現を早急に取り組んでまいります。

特別定額給付金 1人一律10万円

対象：4月27日時点で住民登録されている全ての人

- 申請方法：①練馬区役所から世帯主あてに申請書が郵送される。(世帯主宛てに郵送された申請書に振込先の口座を記入し振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに区に郵送)
- ②ア) 郵送で申請
イ) オンラインで申請 (マイナンバーカード所持者のみ可能)
※いずれか一方を選択
- ③指定した口座へ所定の金額が振り込みされる。
④やむを得ない場合に限り、窓口における申請および給付を実施

総務省コールセンター
平日 9時～18時30分
03-5638-5855

詐欺にご注意ください

『特別定額給付金』に関して、練馬区や総務省などが、ATMの操作をお願いしたり、手数料の振込みを求めたりすることは、絶対にありません！

練馬区や総務省などを語った電話や郵便、メールが届いたら、練馬区役所または最寄りの警察署にご連絡ください。



- 練馬区役所 電話：03-3993-1111
- 練馬警察署 電話：03-3994-0110
- 石神井警察署 電話：03-3904-0110
- 光が丘警察署 電話：03-5998-0110

練馬区生活相談コールセンター 03-5984-4703 平日 9時～17時

福祉資金の貸付 (練馬区応急小口資金)

区民の方が災害や病気などの緊急で予期せぬ理由により、一時的に必要とする費用の調達が困難な場合、無利子で資金をお貸ししています。

お問い合わせ 管轄の総合福祉事務所 (相談係)

制度名	緊急小口資金貸付	総合支援資金貸付	住居確保給付金
内容・対象	<ul style="list-style-type: none"> 貸付額：20万円以内 休業等により収入の減少がある世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 貸付額：20万円 (単身15万円)以内 貸付期間：原則3ヶ月 収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 支給額：単身53,700円 (2人世帯64,000円)以内 支給期間：原則3ヶ月 (最長9ヶ月まで) 離職等により経済的に困窮している世帯および減収が生じた世帯

どんなご相談でも…

かしわざき強事務所

〒178-0062 東京都練馬区大泉町4-34-5
TEL: 03-3924-7789 FAX: 03-3924-7729
http://www.t-kashiwazaki.com

感染拡大防止協力金の創設

概要

都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力頂ける事業者への協力金

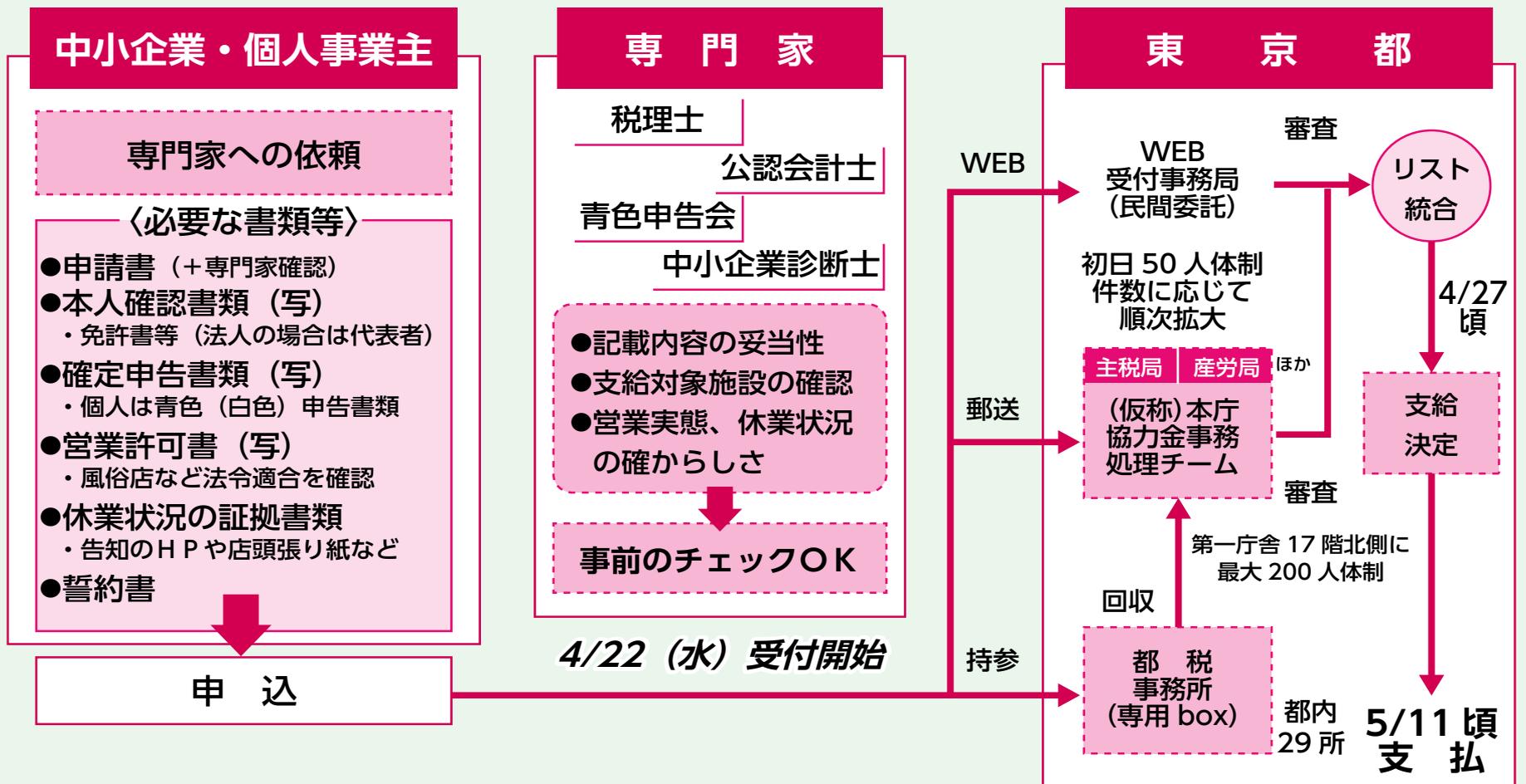
対象

都内に事業所がある中小の事業者で、都の要請等に対し、全面的に協力頂ける事業者

支給額

50万円
(2店舗以上有する事業者 100万円)

感染拡大防止協力金 支給の流れ(案)



練馬区産業融資
あっせん制度

新型コロナウイルス感染症対応特別貸付

新型コロナウイルス感染症により売上げ等が減少した事業者のための金融支援

受付期間	令和2年3月11日から	利率	利用者負担 0.2% (区負担 1.8%)
貸付限度額	運転資金 1,000 万円	信用保証料	全額補助
貸付期間	7年以内 (据置期間 12 か月を含む)		

主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、個人事業者・中小企業信用保険法で定める中小企業者であること。

お問い合わせ 練馬区 産業経済部 経済課 融資係 (練馬区練馬 1-17-1) 電話 03(5984)2673

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは?

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は **200 万円**、個人事業者は **100 万円**

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で 50%以上減少**している者。
- ◆資本金 10 億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。
また、**医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日 9:00~17:00)